

インボイス制度に伴う領収証（適格請求書）の対応について

当倶楽部が発行する領収書（適格請求書）は、下記のとおりです。

記

1. 「手書き領収証」について

手書きでの領収証（適格請求書）は、発行することができません。
機械印字された「御計算書」または「領収証」の発行となります。

2. 「割勘精算」について

割勘精算または金額指定のご精算は、インボイス制度に対応した領収証（適格請求書）を発行することができません。

3. 「領収証の合算」（取りまとめ）について

複数の領収証を1枚に合算した領収証（適格請求書）は、発行することができません。

以上